

岡山市訓令甲第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関 一 般

岡山市まち・ひと・しごと創生本部設置規程を次のように定める。

平成27年1月22日

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市まち・ひと・しごと創生本部設置規程

(設置)

第1条 人口減少、少子高齢化という大きな課題に対応し、自立した活力ある地域社会を創生するため、岡山市まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 創生本部は、次に掲げる事項について検討・協議する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定による岡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定
- (2) 前号の総合戦略に掲げる施策の推進及び検証
- (3) その他創生本部の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長とし、会務を総理する。
- 3 副本部長は、副市長（政策局担当）をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者その他本部長が指名する者をもって充てるほか、別表第2に掲げる者に委嘱する。

(会議)

第4条 創生本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 創生本部の会議の議長は、本部長がこれに当たる。

3 本部長は、必要があると認めた場合は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 創生本部の庶務は、政策企画課において行う。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、創生本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

副市長(政策局担当以外) 理事(E S D世界会議推進局長 会計管理者) 危機管理担当局長(女性が輝くまちづくり担当局長) 政策局長 政策局市長公室担当局長 政策局副局長 行政改革担当局長 安全・安心ネットワーク担当局長 総務局長 総務局人材育成・労務担当局長 財政局長 市民局長 北区長 中区長 東区長 南区長 保健福祉局長 岡山っ子育成局長 環境局長 経済局長 都市整備局長 下水道局長 消防局長

別表第2 (第3条関係)

水道事業管理者 市場事業管理者 教育長